## 地域医療を支える医師確保促進事業実施業務仕様書

## 1 業務の名称

地域医療を支える医師確保促進事業実施業務委託

## 2 事業の目的

医師少数区域など医師の確保が難しい地域の医師確保を進めるため、各地域の拠点となる病院において医師を確保し、周辺部にある病院を支援する新たな医師派遣機能を構築し、地域の医療提供体制の充実を図る。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

# 4 業務の内容

県が指定する病院への常勤医師の入職に向けた集中的な斡旋サービスについて、 以下の業務を実施する。(別紙:事業概要を参照のこと)

- (1) 事務局業務
- ア 県が指定する病院における医師の採用に関する外部からの連絡の一括取りまとめ
- イ 県が指定する病院の最新の医師採用募集情報を掲載したPR資料等の作成
- ウ その他必要な連携・調整等
- (2) 医師採用支援業務
- ア 県が指定する病院に紹介する医師の募集、一次選考
- イ 県が指定する病院の採用ニーズに合った求職者の提案
- ウ 県が指定する病院と求職者との面接日程調整
- エ 県が指定する病院と求職者との面接の同席
- オ 県が指定する病院と求職者のニーズ調整
- カ 県が指定する病院に対する医師採用に関する助言等
- (3) その他
- ア 月例報告(活動状況、医師紹介数、医師面接設定数等)の作成、提出
- イ その他業務運営に必要な事項

## 5 予算限度額

(1) 委託料

受託業務に要する経費として、1,100,00円(消費税および地方消費税を含む)を上限として決定し支払う。

(2) 医師の斡旋に対する報酬(東部地域で県が指定する医療機関に限る) 医師の斡旋により採用が決定した場合、入職後、採用された医師の推定年収の 30%に相当する額(上限4,950,000円(消費税及び地方消費税を含む)) を決定し、委託料とは別に支払う。

ただし、入職後、採用された医師が6か月以内に県が指定する病院との契約を 終了した場合については、下記表により県へ報酬を返還するものとする。

入職日以降1か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の90%
入職日以降2か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の75%
入職日以降3か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の60%
入職日以降4か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の45%
入職日以降5か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の20%
入職日以降6か月以内に退職した場合	医師の斡旋に対する報酬の10%

# 6 業務実施体制

(1) 統括責任者の配置

本事業の進捗を管理する責任者1名を配置すること。ただし、専任である必要はない。

(2) 事業担当者の配置

本事業の実施に関する担当者を1名配置すること。ただし、専任である必要はなく、統括責任者との兼務は妨げない。

(3) 実施体制表の作成

本事業を開始するにあたり、速やかに本業務の実施体制表(様式任意)を作成し、県の承認を得ること。

# 7 成果品等

(1) 成果品

ア 業務実績報告書(データ)一式

本業務に関する全体の業務期間や業務内容、マッチング状況、また必要に応じて県が指定する病院の医師採用に関する改善案の提案等について記載した報告書 形式とすること

イ 業務実績報告書に関連する資料 (データ) 一式

(2)納期

令和8年3月31日

(3)納品先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部医療政策課

## 8 個人情報の保護

- (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び山口県個人情報 保護条例(平成13年山口県条例第43号)に基づき、求職者の個人情報につい ては、適切な管理を行うこと。
- (2) この業務の実施に関して知り得た求職者の個人情報を漏洩してはならない。
- (3) この業務の実施に際して、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 9 その他

- (1)業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び事業計画書の内容、山口県からの指示を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、双方の協議により決定すること。

# 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らして はならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後において も、同様とする。

# (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

# (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り 得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

- 第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

- 第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者 に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに 関する一切の義務を遵守させるものとする。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任 を負うものとする。

## (複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

## (再委託の禁止)

- 第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託する場合を含む。)又はこれに類する行為(以下「再委託」という。)をしてはならない。
- 2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

## (再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとす る。

# (再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

## (返還、廃棄又は消去)

- 第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。
- 2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が 判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

# (遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直 ちにその状況を甲に報告しなければならない。

## (監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記 事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、 乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行 うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指 定した者の行う監査等に協力しなければならない。 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、 又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

# (事故発生時における報告等)

- 第14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること(再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状 況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

# (契約の解除及び損害の賠償)

- 第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者 が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。